

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

亘理町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 亘理町地域

(1) 現況

本地域は、県の南東部に位置し、豊かな自然に恵まれた中に肥沃な耕地が開けた気候温暖な地域であるが、宅地開発等により混住化が進む農村地帯となっている。約1,940haでは場整備事業を実施しており、担い手を中心とした営農形態に移行し集積を進めている一方、農業者の高齢化や減少により農地や農業用施設の維持管理に苦慮している現状にある。また、混住化が進んだことにより地域の中で農地への関心や地域の連帯感が薄れてきている状況にある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	亘理町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし